

# 高齢者福祉サービス

をご利用ください

問 高齢者支援課 (TEL 048-736-1114)



## 高齢者の日常生活支援

### 日常生活用具給付

心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な人に日常生活用具(火災警報器・自動消火器・電磁調理器)を給付します。

**対象** …おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯で、市民税非課税世帯の人

**費用** …無料(給付は日常生活用具種目ごとに一世帯につき1個)

### 配食サービス

栄養バランスのとれた食事を自宅に配達し、安否の確認を行います。

**対象** …おおむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、サービス利用が必要と認められた人

**利用回数** …(月)~(土)の昼食・夕食のうち週6回まで

**費用** …1食400円

### 緊急通報システム

家庭内で急病などの緊急事態が起こったときに、ワンタッチで受信センターにつながり、緊急車両の手配や健康相談にも応じることが出来る装置を貸し出します。

※緊急通報装置は固定電話への取り付けが必須です。他機器との併用はできません

**対象** …おおむね65歳以上で一人暮らし(疾病などの理由がある人)、高齢者のみの世帯や障がい者または未成年者と生計を同一にする世帯で、装置の利用が必要と認められた人

**費用** …無料(通話料、電気料は利用者負担)



緊急通報装置▶

## 介護する家族への支援

### 重度要介護高齢者手当支給

身体上または精神上の障がいのため、日常生活に著しく支障がある在宅の高齢者に手当を支給します。

**対象** …次の要件全てに該当する人

①65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険法における要介護4または要介護5に該当し、本人が市民税非課税の人 ②在宅重度心身障害者手当を受けていない ③特別障害者手当、経過的措置による福祉手当を受けていない ④介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所していない

**支給額・支給月** …月額5千円(9月、3月の年2回支給)

### 家族介護用品支給

紙おむつ、尿とりパッド、ドライシャンプー、清拭剤を支給します。

**対象** …おおむね65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険法における要介護4または要介護5に該当する市民税非課税世帯の人

**利用回数** …月1回まで

**費用** …支給品に掛かる経費(1カ月、税抜き6千円を上限)のうち1割相当分



## 支えあい見守り

### 高齢者安心見守り事業

いきいきクラブ連合会の会員が定期的に電話し、健康状態などを伺います。

**対象** …65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯などで、市による安否確認が必要と認められる人

**利用回数** …週に1回、(月)~(金)のうち、希望の曜日

**費用** …無料

### ひとり歩き高齢者等保護対策事業

認知症などで、外出して行方不明になってしまう高齢者の衣服や持ち物に貼る「本人確認シール」を交付します。行方不明時に、発見者がスマートフォンで二次元コードを読み取ると、当人の家族宛てにメールが自動送信されます。

**対象** …65歳以上の人、もしくは40歳~64歳の人で、介護保険法による要介護または要支援の人

**費用** …無料(追加や再交付は実費負担)



## 健康の増進、ふれあいの場

### 高齢者福祉施設

高齢者の皆さんが集い、ゆったりと交流やさまざまな活動ができる施設です。

●幸楽荘(小淵2159) TEL 048-754-4018

●寿楽荘(備後西1-13-2) TEL 048-737-3033

●薬師沼憩いの家(赤沼475) TEL 048-738-0300

●大池憩いの家(南5-7-13) TEL 048-738-4567

●大枝高齢者憩いの家(大枝89武里団地7-5)

TEL 048-735-9108

●庄和高齢者憩いの家(西金野井1053)

TEL 048-746-1109

※各施設の対象者や利用時間など詳しくは市☎で

### その他

長寿祝金・記念品の贈呈、元気アップ教室の開催などを行っている他、ふれあい大学・大学院を開講しています。また、各地域にはいきいきクラブ(全37クラブ)があります(2、3面特集参照)。ぜひ参加を。



## 人権それは愛 インターネットと人権

問 人権共生課 (TEL 048-736-1130)、社会教育課 (TEL 048-739-6808)

埼玉県は、12/4~10の期間を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」としています。

インターネットの普及により、誰もが容易に情報を発信できるようになった反面、他者を傷つける言葉や攻撃が拡散しやすい環境が生まれました。誹謗中傷は被害者の精神的な苦痛を生み出し、社会的孤立や自殺に追い込むこともあります。

パリ2024オリンピック・パラリンピックに

おいても、インターネット上に選手や審判に対する悪口やでたらめを書き込んで、その名誉を傷付ける行為が多発し、問題とされました。その結果、JOC(日本オリンピック委員会)が緊急声明を発表する事態にまで発展しました。

このような行為に対して、日本を含め各国が法整備を進め、誹謗中傷に対する規制を強化しています。しかし、法的対策だけでは問題を完全に解決することはできません。インターネット上の表現の自由を尊重しつつ、他

者の権利や尊厳を守るためには、利用者一人一人が責任ある行動を取ることが求められます。

インターネットは、私たちに便利で多くの利益をもたらす一方、誤った使い方をすると人権侵害につながります。この問題を解決するためには、法的な取り組みとともに、社会全体の意識改革が必要です。

